平成２８年（フ）第３２３号
高知県香美市土佐山田町宝町４丁目３番30号中山アパート１階西
債務者　髙田小百合
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６号
高知県南国市岡豊町笠ノ川1206番地
債務者　服部恵里子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８号
福岡県大牟田市大黒町１丁目36番地15　上村アパート東側
債務者　山下　　翔
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１１号
福岡県大牟田市大字唐船126番地３
債務者　白谷　　将
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３３６号
盛岡市加賀野２丁目４番２―406号、申立時の住所盛岡市山岸２丁目４番19―101号
債務者　藤原　道正
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３５号
山梨県中巨摩郡昭和町西条30―１、住民票上の住所山梨県南アルプス市鏡中條414番地５
債務者　曽根　祐平（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６号
山梨県甲斐市万才451番地１　名取住宅３号棟
債務者　小宮山三枝子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４２号
山梨県南アルプス市小笠原414番地２　ニュー小松荘202、前住所山梨県甲府市大里町2217番地　チェスナットＡ　102
債務者　桜林　勇武
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
静岡県富士市石坂317番地の21
債務者　山口　　尊
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４８号
愛知県一宮市森本２丁目４番３号
債務者　清原　愛子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４号
香川県高松市亀井町11番地３　江郷第一ビル401号室
債務者　太田　博史
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３号
香川県丸亀市土器町東８丁目480番地１
債務者　伊藤利津子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１９号
香川県丸亀市飯野町東分2582番地３
債務者　溝口　俊徳
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２２号
香川県丸亀市垂水町3077番地11
債務者　山下久美子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２６９号
名古屋市港区木場町６番地の33　スペリアシティ名南アネックスＶ1402号
債務者　岡田さゆり
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３４号
神戸市兵庫区中道通３丁目２番２号　ジュネス神戸104号
債務者　闔谷　　勝
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６７号
神戸市垂水区王居殿２丁目５番39号市岡文化Ａ５号、従前の住所神戸市垂水区美山台２丁目18番３号
債務者　栄　　修二
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部